

官位
百數草

全

特別
イ 4
3159
C103

三



14
3159
C103

目録 四守 薩 者

官位百敷草

東京 玉巖堂藏

緒言

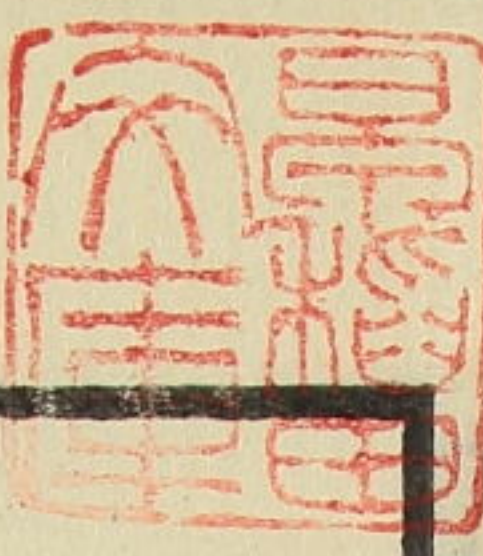
皇國の官位と置きし
推古天皇の十二年甲子に起り大化七年ハ昔
百友を始大實元年に友位職を定られし
及後職原抄撰ひ出しよるる職の書大令難
義或問私記を以て種々ありて細しに記し
澄と其意を志す其門に入り奉るは其
師の口傳を以てされし其旨誠詳に記し
況る友位乃名のり抄くその職書を知る人

おぼすといふをむす事なりまや初学を言
能くめし後叙し一書と名はけり官位と
志き草といふ是又清國學い乃所授とも
なりむと思ふる事

明治二己年秋

岡田守彦

謹誌



官職俗談

一官と云い役の事一後く各く後所あり

右大内裏の時禁裡御所の廻り後所あり今なり
名計り

一職と云い役の事一是ハ後所なり

但大膳職 修理職 皇宮職 杯職の字付これ
ども後所なり

一位と云い諸役人禁中より列座する時の坐なみの上り
下りの次第之 何役の次の何役坐なり
いふ定法なり

官職ちよ四分しごと云事あり長官ちやうかん次官じかん判官はんかん主典しゆてんの四つ
なり長官と云い頭かみ之次官と云い次の助けすけ之次の手傳てづひ
をす。判官と云い其後目きごめの肝煎きんせんして諸事しよじの吟味ぎんみをせし
後之主典と云い祐筆すけひつ之其後きごに付する書物しよぶつを乞こき日記にじき
を付る後之

- 一 相当さうたうと云い重おもき官くわんの位ゐも重おもし輕かろき官くわんの位ゐも輕かろし
- 一 官くわんと位ゐ同おなじ程ほどよ釣合つりあひくるを云
- 一 昇進しやうしんと云い役やく替かへて段だん上かみの官位くわんゐよ進すすむ登のぼる
を云

一 任まかせらるらと云い官くわんを仰おほせ付つけらるらと云轉任てんにん遷任せんにんと云い
役替やくかの事こと

- 一 補おぎはると云い職しやくを仰おほ付つけらるらと云
- 一 叙おとまると云い位ゐを仰おほ付つけらるらと云
- 一 越階こゑかゐと云い位ゐを順したがふ上かみへ昇のぼらるら一段いちだん飛越とびこして上かみ
の位ゐよ昇のぼるを云
- 一 勅授おとくだうと云い天子てんしより直ちかま役やくを仰おほ付つけらるら
- 一 判授はんじゆと云い頭かみの料簡りやうかんして支配しやくぱい下かみへ役義やくぎを付つけらるらを云

一 権官けんくわんと云い何役なにやく幾人いくにんと人救ひとすけ定さだまる外ほかは倣ならふ人救ひとすけを
 増ましむを云い権大納言けんたんなげん権けん以もつ権大輔けんたふなり云い教しふ
 一 文官ぶんくわんと云い太刀たちもちかざる役やく之の文道ぶんどうの役やく之
 一 武官ぶくわんと云い太刀たちをたく之の武道ぶどうの役やく之
 一 兼官けんくわんとい一人ひとりより二役ふたやくも三役さんやくも兼かねるを云いふ
 一 職掌しやくじやうと云い諸人しよにんの勤方きんかたなり職掌しやくじやうと書かてつつとといふ
 と呼よぶと
 一 被官ひくわんと云い外ほかの役人やくにん下役しもやくは威いく支配しはいを受う
 るを云いふ

一 被接官ひせつくわんとい下役しもやくと云いふ如ごとく外ほかの役人やくにんは付随ついでつつ
 支配しはいを受うるを云いふ
 一 流内りゅうないの官くわんと云い一役いちやくの内うちより位者ゐしや役人やくにんを云いふ
 一 流外りゅうがいの官くわんと云い一役いちやくの内うちより位無ゐ役人やくにんを云いふ
 一 令外れいがい官くわんとい文武ぶんぶ天皇てんかうの御代みよ大宝元年たうほうげん正一位せいいちゐ太
 政大臣たうせいだいじん藤原不比等ふひとうは被仰付ひおほせて令しやうと云書しよを作つく
 らせしる令しやうとい天下てんかは仰渡おほせさるる法度書ほつたふしよなり其
 令しやうの如ごとくは官位くわんゐ令職負れいしやくおん令しやうとて二通りふたつの官位くわんゐの
 事ことを書かれし其職負しやくおん令しやうは出載しゅさいらせしる官位くわんゐ

外後ちのちの新規しんき増置あきする官くわんと官外くわんがひの官くわんと云いふ
職負令しやくふりやうの外がひの官くわんと云いふ事こと

一 百敷ひやくしきと云いふ禁裏きんりを云いふ百官ひやくくわんの座ざを教しふ有ある百ひやくと云いふ
と云いふ百ひやくの教し多おほきと云いふ事ことと云いふ詞ことば

一 諸官しよくわんの始はじり日本紀にっぽんぎを始はじりて續つづ日本紀にっぽんぎ日本後代にっぽんごたい統と一
日本後記にっぽんごぎ三代實録さんだいじつろく文德寧録ぶんていねいろく類聚るいよ國史こくし日本
後史ごし代だいの記録きらくを見みる

一 諸官しよくわんの掌てうと云いふ令りやうの職負令しやくふりやう延喜式えんぎしきと云いふ具ぐる
卷まき一

一 諸官しよくわんの任道にんどうの次第しだいを公卿補任こうけいほにん類聚るいよ三代官職秘抄さんだいくわんしやくひしやう
官職便覽くわんしやくべんらん職原抄しやくげんしやう百寮訓要抄ひやくりやうくんとんしやうと云いふ事こと

一 位ゐの相當さうたうの次第しだいを令りやうの官位令くわんゐりやうと云いふ事こと

一 令外りやうがひの官くわんの三代格代さんだいかくだいの記録きらくを考かんがふ事こと

一 從五位下じゆゐごげの内外ないがいあり氏うぢの尊たうとんき内位ないゐを叙じゆふ事こと
の輕かろき内位ないゐを叙じゆふ事こと

一 叙位じゆゐの事こと

一 除目じよめの事こと

一 任大臣筋會にんたいじんきんゑの事こと

一文官と云ひ文道の官とし常の政事と拘る役
 一武官と云ひ武道の官めて非常の逆亂を鎮めん
 為る備置する官と文官の人と劔を常せず武
 官の役人も劔を帯り或は弓箭を持し
 一官と云ひ職と云は皆はうらうらふ役義を以て其
 役人の着座の上下乃定めて
 一官は進むを任するを職を授るを補するを
 位に進むを叙するを云
 一後所ある官を官と云後所なき官を職と云又

大膳職修理職皇宮職など後所なきも職と云
 此外大方へ先後所する官を職と心得へ
 一相當とい其官と其位と相應して高下なきを相當
 と云ふ
 一惣て諸官より長官次官判官史官あり長官と云
 其其内の頭とて惣奉行の次官と云は長官の手代り
 として長官の助けとなる後組頭乃め判官と云は
 其官の内りて別て骨を折り諸事世話をして事を
 判断する後史官は其官の書役をして供するを云記

し総て其役義に付て記録を司る役之其官に
依て文字の替れども皆此四品乃勅方を何
も此四品を四分と云く

一権官と云事有る其官の勅方事重く定
人数計てハ役人足らぬ人数を増するを権官
と云く権大納を権攻権助を云く權ハ稱也
別にはその押りては乃おそるハ物乃輕
重によりてを物として一定格ありその如く
諸官の勅方乃事繁き事少しやる城を司る

事繁きハ權官を重く定メの人数を正官と云
増人ハ人数を權官と云く

一職原抄と北畠大納を准后親房卿の述作ありて
神道より出く王道の原に無神ありて見く
書くありて謹博尊崇して見く夫官位より
事ハ人の号車を分つは号く官と云ハ別役目之位
云ハ座之位と云く乃坐の高下を定むるは是禮
の基と見くハ臣を撰り官を授け臣ハその終
を以て官を受て以て今武家一是を以て見

きん官と別役月之位に面々勅する所の座位を平定
職原と云い臣下をまゝ高下して石仕ふの仕ひ
採たり減る政事の差を丈官を左り武官を右り
まゝも皆軍備をえりて文を左り武を右り
事古東定よる事或知らんか文を陽に武を陰
に陸陽備にうづれを終法をくべ天の言に地は低
是自ら尊卑を列して定む

官職之始

武家職原と云書有

天照太神粟稗麥豆を以て陸田種と稲を以て
水田種と依り天邑君を定めり日本記に
見たり是官職を置るの始と天邑君を五
穀を司る官と後世庄官採の類ひるべきと

一神祇官

垂仁帝二十五年二月始て此官を置

是天下の大小の神祇を祭り勸請して總て神事
を執行す所之内裏より辰巳に當りて建る法と

神と天津神。祇を地祇神と云ふ神祇の役人
寄合ふ所の役所を云ふ我國の神國なり
天照大神より 皇統絶えぬ故に神國と云ふ
因り専ら神祇を崇敬しよふ故に官の次第を
叙するも神祇を第一として諸官の上より
ねをりたるなり
決官の上より神祇官を置事は神國の風俗と
云ふなり

伯一人 相當従四位下

相當と云ふ官は位つて云ふ事也

一人と云此役人一人にて勤む

是神祇伯也凡何事の官も神と云ふ其役所の役人
の内より頭を神と云ふ

此神祇伯の役ハ神祇の祭の事 祝部称宜名敷
帳の事 神の御領分の事 又天下に神祇を付する
事の振る皆爰より支配する事也

大副 相當従五位下

是神祇大副也 副ハ組頭と云ふ同

小副 相當従六位上

スナヒマケ

是神祇少副之次副小副也。すげとそげと云い神の
助けと云事。すげとそげの手代り此役人たまふすげに司
役目よりこと同し。すげとそげ大副いたゆふと少副の
せうとよむ。すげとそげは是より惣て諸官のすげとそげ
唯して知るへし。

右 大 相當從六位上
左 小 同 從六位下

吟味役人

是神祇大祐神祇少祐之惣てせうとそげのまの
こと人ともて其官内一切の事を知る者一官の世
役之神祇の傳ふを此せうとそげに傳込て別て骨折役之

此祐の字とせうとそげの傳ふを此せうとそげの
傳ふを此せうとそげの傳ふを此せうとそげの傳ふを
此せうとそげの傳ふを此せうとそげの傳ふを

史 大 小

是神祇大史神祇少史之惣てせうとそげのまの
仕きとら仕きを考へ神祇の傳ふを傳ふを考へ
なり何事のさぐらんを考へし。

一大政官

孝德帝大化五年始て百官を置

大政官の諸官の惣司之大ひなるまのまの官の大
以下の役人集りし役所を官と云く

是天下の評定所也善悪を以て此官舎り執行す

處なり

大政大臣

相當正一位

今武家より大老の如し

長官大政大臣の職を何れを司りて云事かれり天

子乃清師匠とありて教へたるに聖人の道を以てする

なり天下此人の教誨とありて行跡して天子の御身持

行跡を正さるる大政大臣乃職す夫より重き官職

なり左大臣の人々天下に稀なり大政大臣の官を立

置たり其官に任ずる人を稀く之を常より制關と

又中(制關)の官と云ふ重き事なり

左大臣 長官

相當正從二位

今武家の老中の如し

大政官中の事は皆此大臣の執行に委せりあり

一の上より大政大臣の老より若くは後目なるもの

皆左大臣の勅を以て攝政り關白なるもの

時も左大臣の勅を以て此右大臣は讓るなり

右大臣

相當左大臣より右より

勤役目左大臣と同事く左大臣攝政關白の時も大政

官の勤を以て古大政より傳取て勅を以て攝政也關白ハ天下

の事ことに障さやをうきぬ大政官の勤を右大臣みぎのちに譲ゆづる

大政大臣より是を三公さんこうとす

内大臣も大織冠おほむすかぶ鍾足公かねあしのみこと始はじめて任たづせられし然しかも是こゝに推おし子こ達たちひ分わかれ例よりなするに其その後のち宝龜八年正月たからかめはちねんしょうげつ藤原良繼ふじわらよしつぐと云人内大臣ひとのちに任たづせし右大臣みぎのちの下したに置おけしより今いま乃すなはち大臣おほしに始はじめまり前まへにも記しるし通とほり大政大臣おほしも亦またきなむ乃すなはち任たづせしものを以もつて以もつて斷たてしゆ人ひと是こゝのけ物ものなり左大臣ひだり右大臣みぎ内大臣うちを三公さんこうとす事ことなり是こゝに大政おほし友ともより三大臣さんだいしんにかゝるなり

攝政せつせい 關白くわんぱく 是こゝに官くわんと不ふ中ちゆう職しやくと稱なづけし先まへ攝政せつせいと

天皇御てんかうご幼おと少しやう又また女帝によていの時ときをさしめしゆて別わかれたる三公さんこうの内うちに御ご付つけし

攝政せつせいと大政おほしをすむなすつと中心しんしんとす

天皇てんかうに窺うかがひしるに直ただに天下てんかの務むす仕し置おけし事ことなり

天皇十五歳てんかうじふごさいにたつとせ終はるに乃すなはち事ことに十五歳じふごさいにたつとせ乃すなはち時ときに家いへ果はるに政せいを關くわんしりる根ね政せいを止とめ關くわん白ぱくよなるとし是こゝに辟復へきふくの奏そうとす事ことなり

大納言 次官

相當正三位

武家の若年寄の如く又事を進す
河内武家の奏者番の如く

大政官の次官と就事と大臣と同し
なり大正に續く重き官と申す
かこの職してのみと同一職の者
を中あげ上の清き事と重きの
舌の官と云く昔々正大納言
あり増く今大納言十人なり
なり一正大納言を傳有

一中納言 相當從三位

ナカノモノモノスツカサ

大納言と同事して大政官の次官なり
役目も大納言と同し
今と大納言を十人なり

一參議 八人

武家の大目付の如く

此參議と學者の任する
唐人を宰相と云ふ
大目付れらるるに相當の
後人かゝるに候りて
大目付れらるるに相當の
後人かゝるに候りて

一少納言 三人 相當從五位下 武家の大目付の如く

スチーモノマラスツカサ

是ら大政官の判官之せしむる前も
一友の学術扱ちる者政人と云此少納をい之人と云
侍従も重く扱之役目は大政友のせしむる又
天子に御印判を預り傳馬よ附る驛路の給
も形も事と

一 外記大

武家奥祐等のぬ

是は大政官の主典なりさびりんと云一友は手取筆
考く是ら右の少納を付給ふ者此外記といふ
者又盲なる者のちぬ役之天下の改定物の使

能く存しる者此役よりなり貴位の後又と天下へ
皆此外記が書付て出さる大役なり今の大外記
一人なり

一 辨 七人 左右大弁二人 左右中弁二人 左右少弁二人

判官 権弁一人 以上七人 武家の目付のぬ

左右大辨二人 相当従四位上

此辨を総く大政友の判友とせしむるは
一官の世話役之左大辨の役は是より下なる八省
の内中務式部治部民部より来る事と傳取

其外諸司諸役六十名箇國より申す事は侍従大
政友の大匠以下の役人へ披露する事之又右大納言
之より下より八省の内兵部刑部大藏宮内
中來事其外諸司諸役六十名箇國より申す事
侍従大匠以下の役人へ披露する事之同し
之れも少納言より大納言之文才人等と稱する
役なり其外

天皇此侍従之御用を奉り宣旨の倫者
以天子の御用外此并友之書事之

左右中辨二人 相當正五位上

中弁少弁は武家の

左右少辨二人 同 正五位下

内徒目付の類

中納言少納言役目も左右大弁と同し

左右大史

武家の内目付納言の役

主典

坊主の類

是も大政友の典に并ぶ一階階上者也之を
其の外記に事し并に其方の事也之を
大納言今も左大史一人有り是を主典官務
之令に事し僧の友位之事を以官務に出さ
是より大政官の役人長官次官判官主典

むたなり繪圖苑のぬ

此大史以下は史生二十人官掌四人あり是を大史
以下判官とて授るなり奏聞は及大史以下判
官とて授るを判授と云

大政官

長官	大臣
次官	大納言 中納言
判官	少納言 辨納言
主典	大外記 左大史

右は云役人ぬ此
外の及舎はそよなど
らうく知る人

右は云る人外は史生官掌その他役人なり

一八省

- 中務省 式部省 治部省 民部省
- 兵部省 刑部省 大蔵省 宮内省

一中務省

是ハ省の中ハ中務ハ相當りさく統たり此中務省ハ宮内
の御定所と有と云ハ是を今ハ役所の中と云なり

卿一人

相當正四位上

武家の右側は用人の類

是ハ中務卿ハ此卿ハ親王の位に在る者ハ此卿乃
級月ハ刻 天皇ハ近習とて君の悪事を退け諫言
し能く致し君の禮儀を助け是等君の禮判
なごる 徳文吟味を致し下の御詔事の書付等

君く披露ひろいし禁中東宮北極女名帳きんちゆうとうぐうきたくめなちやう抄をも吟味
しきん極く大政友おほせいともと大臣以下おほしじん以下此中付る事をも吟味致し
大政友おほせいともの大政友おほせいとも之表かたなり中務者も親王かみと卿きみと
供事くわんじ内院ないえんの事をも吟味ぎんみたさるゝことにて内外うちそと約會やくかい
天下あまのくに政意せいいの為ため能よきなり

大輔一人 相當正五位上

是中務大輔なり

少輔一人 同 從五位上

是中務少輔なり大輔が補たる次友すけなり役目やくめと

かみと同事どうじの前まへよりより記しを

大少丞おほしうじやう 大相當正六位下 少同從六位下

是中務大丞おほしうじやう中務少丞ちゆうじやう之これととい一友ひとの号な後ご役やくなりなり
人ひとなりなりとと記しをを通とほるると

大少録おほしりく 大相當正七位上 少同正八位上

是中務大録おほしりく中務少録ちゆうしりく之これととい一人ひとなりなりとと記しをを通とほるる事こと
考かうととせせとと立た合あひひ決けつするする事ことありあり友とも内うちのの用もちをを

勅しつするする事こと

侍從じゆじやう八人 相當從五位下 武家の内側うちがわ危あやのしり

侍従と云者の 天皇の御側にお侍 侍忘れ多かる
事をなまを付くその人聞ゆるを補ひ能る役目と
なりくは天子へ諫をもすは侍従をへおきしひし
云なりを代に侍従の数を定ますし

内舎人 九十人

右に大内の子息を以て成すは及
はる罪を以て大内を以てし

是れ相當なき友に今に侍従の侍する事よなるは
役に行幸の前後も守護する役の中勢へ付連て
下知を蒙る友に

大内記 一人 相當従六位上 武家要祐の類に

大内記は御前の記録の事を役目と

天皇綸云を書出と後位記にて諸人乃位を
下さるる後文を以て外記の去出と孝考乃後なり
今に菅原家の役に

少内記 二人

少内記は是も後々大内記と同なり

監物大

大監物小監物は此監物の役は法の役所との
此物を出し入るは是れ時分監物出く入るなり

小進

相當從六位下

是も四宮よりけて又も一先及もこの中宮大進才
まみをも大進少進才も判友とありて記をかく一
乃そほ後とまゆへせうのまほりてそひくそと

屬サカシ

大 小

是も四宮よりけり又も一先及もこの中宮乃大屋
少屬たりと曲と一及れ者若く

大舍人寮

大舍人といは皆無官の人と

天皇此行事の時供も出る中内裏の諸司法役
所の火の番をもする侍と寮といは大舍人此支配の役所
哉イハ少なり

頭カミ

一人 相當從五位上

是大舍人の頭と大舍人法供も出ると又もは番と
大の四つ方此等圖を致し引思を既たり

助

同 正六位下

是ハ大舍人助たり助ハ此の助と同一役目と

允ダウ

大 小

大同 正七位下 少同 從七位上

是大舍人大允大舍人少允也刺友へ一官の世話役改
人之家よ抄り

属サレ大 大相当従八位上 少 同従八位下

是大舍人大属大舍人少属之さうらむい事考之

圖書寮

武家の出物奉行

是圖書寮の出物奉行を寫させ禁中よあり清出物を修理
成加へ清聖物奉行す之尤事帝墨なる此寮
にて掃くさうらむ寮と云い其役人の事合所之

頭カミ一人 相当大舍人同

助

是圖書政之者より修する役を中付る改之

是属出物之助之改の役同

允大

是属出大允属出少允之允のさうらむ

属大

是属出大属属出少属之者若事同

内蔵寮

御内證蔵也

武家の御人の証之

此内蔵之人 帝王 中宮 東宮 年亦清之

呉服を貯へ是よりまきと縫殿よりまきと縫立
束を此所へ入るゝ其外此所へ入るゝ金珠
玉の下の珠物綿繰以下絹布を入るゝ所用
まきとせり

頭一人 相當圖表と同

是内蔵取之者の清蔵へ入るゝ物を支配する所

助

是内蔵助之助の役は同

元大

是内蔵大元内蔵少元之せりのものあり

属大

是内蔵大属内蔵少属之等也

縫殿寮

此女舎の衣服の裁縫を司る内蔵寮に納るゝ
又ハ女の年中種物の事を下知する

頭一人 相當前と同

是縫殿取之者の役目を下知する

助

是總殿助之前の助も同し

元小大

是總殿大元總殿少元之前の元も同し

属小大

是總殿大属總殿少属之前の属も同し

陰陽寮

天文の事又日月度数を量り曆を造る事を役目とする

頭一人 相當從五位下

是陰陽司之天文曆數室の元の吉凶を考へくり上る役なり

助 相當從六位上

是陰陽助之助も元の役目と同じ

元小大 同 大小共從七位上

是陰陽大元陰陽少元之元の役も同し

属小大 大相當從八位下 小相當大初位上

是陰陽大属陰陽少属之一方の掌者也

内匠寮 武家の作事を以ての職也

是作事奉行所

頭一人 相嘗前の縫殿も同一

是内匠頭こ小細工方の数い講物師漆師り方をも
是より下知ささる

助

是内匠助こかみと同一役と

元大
小

是内匠大元内匠少元の役も同一

属

是内匠大属内匠少属の筆者と

以上是中勢省の被ひ友とやて中勢省の
下知ささる官と

一 式部省

大学寮か以下博士たもあるも式部省の支配し

式部と云いのまじつと云く文官のはとき記
をめり又友の役人も今も役所を省と云文友とも
文道の友也

卿一人 相嘗従四位下

是式部のこも親王のなる友之文友のこの故

支配するは學問所の事をも是より下知事とし禁
中の禮儀の事や奉臣の座席の事杯を圖すこと

大輔一人 相當正五位下

少輔一人 同 從五位下

是式部大輔式部少輔之六滿少輔を以て助之儒
者の成る者

大丞二人

相當中將と同

少丞二人

是式部大丞式部少丞之せうい一友の世話役之

録ガクシ
小大

是式部大録式部少録之録を以て若之

大學寮

大學寮に儒者を以て兼め之を以て火料食料を給
ふて初心の若し學問をせしむる所也

頭二人 相當内匠と同

是大學之初心の學文を以て若し校授之試之若し
等しく改之

助

是大學助之職と改と同ー役也

允小大

是大學大允サスレシザシノルヲ同ー

属小大

是大學大属少属之等也

文章博士二人

是ハ紀傳道の学者任スルハ紀傳道ハ詩文

カノ事、歷代ノルヲ表トスル學問又文章博

士々内記ヲ兼ルシ天子ノ仰セテ出シテ役ス

管家伊カトカル

明經博士一人 相當正六位下

明經博士ハ四書五經ノ書ヲ表トスル學問清原氏

中原ナカノノ系トスル學問ナリ

明法博士二人

是ハ日本ノ律令ノ事ヲ表トシテ天下乃法トカ

ル事ヲ學ぶハ律ト云書ハ天下ノ科人ヲ刑罰

行ハヤル此法式ノ書又令ト云書ハ天下ノ法度

ノ事ハ早ク善ク惡クノ書ナリ

是治部大録治部少録之兼考也

雅樂寮

此寮いりて此樂の事を下知する友之神樂 朗詠
歌舞伎馬楽など云 法樂を此寮より稽古する也

頭一人 相當上學寮と同

是雅樂改之也 記す。下知する級之此頭助
允屬とてに葬樂の功者の人任するなり

助一人

是雅樂助之次友と改之同級之

允大

是雅樂大允雅樂少允也 せうり一友の世話役也

屬大

是雅樂大屬雅樂少屬之兼考也

玄蕃寮

武家の寺社奉行也

唐土より来る人の送り迎へ馬馳走の事す。昔の
僧尼より来る者も此寮之内立主より治部へ申上
法條となりて修了の能成る僧尼より修了の法
し修了せば玄蕃寮より申出さる也

頭一人 相當右雅楽と同

是言蕃隊之右より行々を役とする

助一人

是言蕃助

元小大

是言蕃大元言蕃少元之せうい政事人

属小大

是言蕃大属言蕃少属之等共

諸陵寮

是々天子のまゝの事又皇后又大は此墓乃
事を役とす之を徳友喪葬の子とも下知す
なり毎年十二月御代に此徳陵へ荷前幣を立
祭了りあり此事をも助り

頭一人 相當右と同

是徳陵隊之前より記をすを役とする

助一人

是徳陵助之右と同

元小大

是侍從大允サ允

属大

是侍從大属サ属

以上是治部省の被_い友と_りて治部省の
下知を_さ了_る友たり

一民部省

主計寮より主税寮を
民部省の支配なり 武家の勅宣より

是民部省と民のつゝる友 徳國の家臣の數民より
級目と付しと考有義を人を進めたり 徳國
より納_かる_い年貢ホの事まゝ 道橋津渡溝池山

川藪澤徳國の田の事を下知たり

卿一人 相當

是民部卿とちりしつゝるをまじりてははる武
部々の次より能き友

大輔一人

少輔一人

是民部大輔民部少輔之助

丞大

是民部大丞民部少丞之助

録小大

是民部大録民部少録之きぶりの筆者也

主計寮

武家之勘定方の役人

徳國より納る年貢雜物を民部省の蔵(算)納る官之

頭一人

助一人

是主計政之きぶりを役目を納る所也

頭乃助け

元小大

属小大

元之事前よみなり

算師

筆者なり

是主計算師之主計寮ハ徳國の税貢雜物を

算師之筆者ハ算師を盡く勘定をさすなり

主計寮

武家之勘定方の役人

是主計算師之筆者ハ民部省より清蔵を預り主計の算納

倭國の年貢米其外春うる米技持米おもてまて
類し又も麴類おほき産より出し入のりやを役目と
するなり

頭助 允 属 算師

皆まゝ前よおなり

以上を民納者の被友とて民納者之陸
下知を差しおなり

一 兵部省

ウハモノツカサ

隼人の司を支配するなり

是ら内外の武官の預と総と武友の分ら此司

支配するく武具馬具城地烽火の事も是より

下知するなり

卿 一人 相者

是兵部所く役目ハ老し記を是も親王の位を
了友之親王の位するハ八省の内中勢々式部
此と約つてまゆく兵部々々よりき友に

大輔 一人 少輔 一人 是助なり

丞 小大 判官の事前よ回し

録 小大 主典等考なり

人を引込て其法を治す

令史サグハン

相當大初位下

さぶらん草考

以上是と兵部省の被友とて之給者の
下知を請ふ也

刑部省

囚獄司を支配す

武家の町奉行の勅方をうり又
盜賊火附改のぬ

此刑部省に刑罰の及ぶ罪悪人の事を判別し
て罪の輕重を定むる及て下知符紙をも圖なり

いふくを刑クを行ふは五刑ありサ笞杖徒流死シの五
つ之罪の輕重よりて五つの品を定むるなり

卿一人 相當兵部と同

是刑部令之司る役目也其法を何れの及も同
りたるも殊に罪悪人を乳を授るんを學ぶなけ
きふたしめ事

大輔一人 少輔一人 是助

丞小大 是政事人あり

録小大 是法ざらん草考

大判事一人

判事の職は死罪の輕重を考へ計りぬり罪の輕
と刑の名を定むる友こそ其友法武の學をよ
く知るる人を擧げて任する也

中判事一人

級目大判事より同一

小判事二人

せうに判友よなり

属小大

判事の子らに事ある

此下は解部と云友あり死人の罪を偽り造り
そのを問ひ極る友也

囚獄司

武家より率直なりぬ

此友は極死の者を獄舎に入し守る所の友なり
守るべきなり

正一人

是囚獄正なる役目を勤む

佑

是囚獄佐なる役目

是を事の輕き友中人助たりぬ

令史

小大

令史はつ友の輩也

以上を刑部省の役友として刑部に入
下知を尋る友也

一大藏省

織部司

武家の納戸既の類

大藏省の役は民部省に似たる様にして又其の法
より納る布帛の調物の事と六十六ヶ所乃其
禁裏より其の國に其物を其處に納りて其
用は事多し其くたんに其を一切除くを
倭臣にて納めざる事

卿一人

相當刑部と同

是大藏の事と其の事と役と事と

大輔一人

少輔一人

是助

丞

小大

元の子あり同

録

小大

此一友の事あり

織部司

織部司は總て織物の事を司りて又
採るの深みたるも役と事と事と又其國
を織物を司るあり

正一人

右の子を役として下知事

佐

依の事あり同

令史

事あり

以上等も大膳省の下知を為す友と

一宮内省

大膳より主水司を支配す

此等金匱の法固より細むる糶物器器等れ出入
より他よりけし物その外味物又水室の氷の
をも役とす此等内省の下に色くれ司あるゆ
振りの事を役とす

卿一人 相當大膳と同

是宮内々の役目いふより

大輔一人 少輔一人 是助

丞

小大

役目あは同

録

小大

等者

大膳職

職は役所を云 武家より宿所既の教を

此大膳の料理の事を掌りしるは統きごと其の法
は膳をいふなりはるはる大膳の厨臣下は料理下

時此事を掌りしる役

大夫一人 相當従四位下

是大膳大夫の役目と老より信守儀部の役人あは下
ありあり

亮オホ

相當從五位下

亮をかくるの助けに

進オホ

小

大相當從六位下 少同正七位上

是せうの刺友の官の世任に

属オホ

小

大相當正八位下 少同從八位上

是等者に

木工寮モク

武家をして作事するの類に

タクミノツカサ

此寮は山を削る材木の事を掌する寮殿を作る

事を司る者にして木工は事殿を掌する寮殿に大工

小工番匠以下瓦師捨皮葺瓦葺の工匠十七人
此寮に付之

頭一人

相當會計と同

是より記す役目を勤るに

助

役目既と同

允オホ

小

役目前と同

属オホ

是者なり

算師ス

是木工等下計の者にして計主の役の事師の如し

大炊寮オホ

武家をして膳料の勤方

オホヒニカミラツカサ

此寮に主計寮より着来を更取く大膳内膳之
分ち書つて役目之又内下は端々禁出も是也

頭 一人 相當陸防寮と同

此の役目をまゆり是也

助 是所の助也

前より抄也

属 兼者なり

主殿寮

此寮は天子降湯の事を司り又と油籠燭薪

炭などの子をまゆり又ハ降殿毎は産の掃除も
を下知も是也

頭 一人 相當大炊と同

此より記守分ち役と是也

助 役目此と同

前々の例の也

属 小大 右同

典藥寮

是れは諸國又ハ畿内ノ茶園ノ事病を瘡治らる

事又業種ウチノカシヒテノカサ扱ウチノ事是ウチより下ウチの醫ウチ博士ウチ并ウチ醫師ウチ
と下知ウチする事を役ウチとて

頭一人 相當右ウチより回ウチ

右ウチより記ウチしる事と下知ウチするは是ウチと和ウチ氣ウチ丹ウチ波ウチ乃ウチ二ウチ
流ウチ任ウチすウチる事ウチなり和ウチ氣ウチの半ウチ井ウチ家ウチ之ウチ母ウチ波ウチいウチる森ウチ家ウチ之ウチ

助 前ウチよりおれ

允 小大 日ウチり

属 小大 日ウチり

掃部寮

かむりや又ウチいかさるもとも云

頭一人

是ウチ強ウチくウチ資ウチ物ウチ又ウチまウチらウチくウチの大ウチ倉ウチの討ウチ殿ウチ上ウチの掃ウチ除ウチの
ふちや中ウチ付ウチる

助 前ウチよりおれ

允 小大 日ウチり

属 小大 日ウチり

内膳司

是ウチハ天子ウチの御膳ウチを調ウチへ出ウチる所ウチと

正一人
奉膳一人

是も内膳正内膳奉膳之類て天子乃侍膳の
事を調く加減を味ひ試みて奉る役の正也

典膳

是ハ内膳典膳之類友政事人一友の世話役也

令官 兼考也

造酒司

是ハきうくの酒を造り出さ所之酒家也其類

付あり撥て酒の事を掌行す也

正一人

是造酒正之右の役乃正也

佑

令史 是兼考也

是生酒佑之役目其の如し

采女司

武家の留守居あるの類也

此采女もその國より郡司以上の位に過ぎ美女
を撥て天子に奉る所り侍膳杯を居る事也
女房古今集にも采女よみやはりまきるとも多し

小野小所も出羽郡司小野吉実の娘にて采女
とありしなり

正一人

吉来女の支配をよそ

佑

前よあり

令史

日め

主水司

さきさきの法とも云

正一人

主水も正月に若あすの者の水のり又と

ゆきあすの七種の粥の事と役とす

佑

前のめ

令史

日め

以上二宮内省の被あてて下知
をよそ
是とすハ省茶ハ省一屋あす友化

一 彈正臺 ガンゼウタイ

武家としての是も大目付

此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは
此官は儀形を執る友と徳友と限るは

尹一人 相當從三位

是彈正尹之多くハ親王の任する友之役目
吾も記する所又之大友の要事ハ此彈正尹より
執るは、群の如く重き官也

大弼一人 相當從四位下

少弼一人 相當正五位下

右の如きも助之前に記を通りかゝり同

忠大 大相當正六位上 小同正六位下

是彈正大忠、彈正少忠と名刺友とせしハ一友の
事を兼り引取りて其後たる役也

疏大 大相當正七位上 小同正八位上

是前々の孝考也

一 左京職 ササケノシキ

ヒタシノミサトノウカサ

武家として町奉行也

是京考の徳司之東に左京と云西に右京とのふ
左京職と東の京中のふをまのすく右京職は
西の京中のふをまのすく東西の京都の公事御
詔仰るも支配まら

大夫一人 相當從四位下

是左京大夫之者の役目を勤るなり

亮 相當從五位下

是左京亮之長友の助け

進 大 相當從六位下 少 同 正七位上

是左京大を左京少をこせうの二友の位後改る
人へ前よりなり

属 大 大正八位下 少 從八位上

是左京大属左京少属の者なり

東市司

武家より町年寄の類なり

是左京の附役之毎月上十五から東の京より市
よまのりて氷常の賣買をさせざるまのり
毎月帳ら帳を作りて一通を大政官へ上へ一通
を左京職へ一通を市司へ留置之又下十五より

西の系乃市之是と右系の是は西市目よ是と云
まひす也

正一人 相考正六位上

是市正之是は代も子をまひしと左系職
付役なり

佑 是世活役也

令史 是世考也

右京職

是左京職も同し事也

西市司

是西市正も同し事也

一 東宮

當代の次は清位よつとせのよづまを春宮なり
中は是と立坊節會とて是は云を約して定め
らるる立坊と婦子は清神座の先は太子の居
所を東宮といふ事四時亦は始まり万物生長
する事也是は中と又春の字を用ふる事也

四尉の始り多ありと仍く東喜の二字通じてと
ぐりとのまじまを東宮と云ふなりこの始りも博
士等が極の役人をも東宮の官とのみ大夫以下
役人を東宮坊の友とも云ふと此よりち誠知るべし

傳一人 相當正四位上

傳はかりきと後く傳の俗よりいふ所なり乃が
又大政官よりありき大政大臣といふなり東宮
の善悪を教養するなり友と云ふなり中へ是
あり大政官なる人も家の中なり

學士二人 相當從五位下

此學士といふ太子の書を教ふる事をして役と
俗よりいふ所の御近侍

春宮坊

春宮坊は前子記すめ坊といふを東宮と乃政
事をいふ所の名に

大夫一人 相當從四位下

是春宮坊大夫に此役月と東宮の仰せを
下かを彼一下のより東宮の中より役を認るなり

宮中おるみやけに付る役は是より清攝家乃息孫の
大納言に納せしむる人成なり守りしむるなり
平亮喜乃家老老なるを

権大夫 相當

役目おもひ同

亮 一人 同

大進同同 城守のふりしむるなり

権亮 一人 同

大進 一人

少進 一人

属大

前同同

主膳大監小

監と司と同る役所と

是より喜カの清攝のふりしむるなり
内膳のめ

正 一人

相當従六位上

佑

前同同

令史

同同同

主殿署トノモノツカサ

署も司と同る役所と

是も春宮附之禁中のまゝ殿と掃除とを令を
する役目なり

首一人 相當

役目右に記す

弟も共なり

今史 主馬署

是も春宮の侍馬の事をまゝりきくは禁中の左
馬右に記す

首一人 相當

役目右に記す

今史

前同み

是も東宮付属の官は中東宮より藏人禁中乃
めくろく又東宮より侍侍を帯刀と云く又帯刀
の刃を帯刀長との長を先生と云く事の次
并に下禁中の侍を濫口と云院の侍を武
者所と云く下北面ともいふ事なり

一 修理職

武家の小音清きりの数ある下

是も禁中の侍殿の修理を役とす前より
ホ工寮あり是と同なり之を修理所と云て

まのりまのり

大夫 相當

内裡修程生作のりまをまのりすとて徳工此下よ
陸あく花録の工も此下よ付と

權大夫 相當

役目若よ如

亮 相當從五位下

進 小大

属 小大

かゝの助けと

推友と

執事と

算師 本より回

一 勘解由使

トクルヨシカンカスルツカヤ

武家の勘定まのりの執と

此友と徳官の執りたる間の勘定を司役と此司
乃解由此状とて徳の勘定事ハ此司添状をとり
さまの他友は役替をまのりたるがごとく此勘定
由と武家より勘定取と

長官 相當從四位下

右のりまを執り取と

次官

相當從五位下

助なり

判官

前は同一

主典

同一

一檢非違使

檢非違使の考合所を廳と云

此友は諸人非違法儀を考く此官なり
彈正と大貳曰一職之武家よし大目付と云役之
科人を追捕する事も役なり是ハ
彈正より後天長年中は此友は是れ科人の所威

勢強く卯の武友を皆職せしむる振と云はれ
考一職原抄より云く是れ後々左衛門右衛門の
科人を追捕する事も彈正の所業人の実習を此を
りも刑部の人悪人の程を考ふる事も左系右系の
系中の御所を治する事も皆檢非違使の事なり
振より考ふるまゆく此の事なきは職といふなり

別當一人

中細云宰相の成る官なり是も左衛門督右衛門
督左衛門督右衛門督と云

是も源氏の内よし官位の東一きり人源氏の長老と
別辨學院の別當より人長老と

一辨學院別當

一淳和院別當

辨學院淳和院は源氏の学問所此處院乃
み當ハ源氏の院中の内よし才一の高直の人別當
くくく別此別當源氏に長老たり香洞院の時より
久我殿の家より兩院の別當たり永くお作付
くくく後小松院永徳三年正月十日

將軍義満は淳和辨學院の別當より作付られ
是より武家の物軍の補せらる事よりおきり

一學館院別當

是橋氏の長老と橋氏の内よし東一は支を
長老よりすくは前氏の例のや橋氏の長老を學
館院の別當より作付と

一藏人所

暖噫天皇の弘仁元年三月十日始く此藏人所

返る家々地下より之を首原高の乾り奇り
位山界の系界はいろぬきの井の月よき
可々々々

友位ありてよめ
うぬ家々地下より

是六位蔵人の五位よ成る殿上より
非蔵人

是と六位の蔵人の見おる今世と此非蔵人の
今非蔵人より後水尾院より始り加茂日吉
穂荷社家子供ち下く禁中より
は用おち物と今武あらし
は坊より

出納

是蔵人所の出納へ係初り殿上よ
より是の地下之蔵人より一方の子を
上りを係と下出下子を係と上納る
乃役なり

小舎人

是蔵人所小舎人より是の
くゆふ者も殿上より

雑色

是處人所の難色之是ハ出細小令人扱とら甚ハ
於極よき考とそハ直ニ允爲人うらる牙物と
所衆

是處人の所の元之清政事の事ハ殿上ノ殿上
此饒りとする級と

一 瀧口

清涼殿丑宮の方より所の名し

是ら禁裏守役の侍之源頼朝公乃討り
強金の武士を多へ上りて瀧口を勅めさせり

之東鑑よ兼元四年五月十日 勅宣りし事
小山千景三浦秩父伊東守修美 後藤普西
こ上ハ家の中三流奉之云々

一 諸國

此國の守介掾目よなるを受領と云く其
領よ來てりし一ヶ國伊限あり 幸ふと五年迄
中より上國大國と稱上りて其
中より上國大國と稱上りて其

大國

大和 河内 伊勢 武藏 上総 下総 常陸
近江 上野 陸奥 越前 播磨 肥後
以上十二ヶ國大國之大夫と皆公卿の勲官と或は又
上國も公卿の勲官と

守

有権守 相當從五位上 武家の代友のや
大國の内上総常陸上野を大守とて親王乃
任する或は此處より大守の任するや成さる
此三國の守の相當正四位下之常の大夫の守なり

とお當り守の勲る役目一國この神社
民家の名帳又百姓の暮らし格課役のつけ振或は
孝子義妻を進めあげ浪人婦人の海沼貢物の倉
入のり兵士武器驛傳のり船渡馬牛積物
拾ひ扱のり一國の僧尼の事を守る人司る
るのり何もの或は乃勲も是より同ト

介

有権介 相當正六位下

上総常陸上野を此に大守の國ゆへに
位より外の女よりお當り守る役目守る

同一何れの國の女をもてしむ

椽ゼウ
小大

有権椽 有椽少椽 日 從七位上

改事人二官の世任後之國の由を乳一判斷一之
繋よを人爲り失ひを考へ非違をたふさるる
を日とも何れの國の椽も回事と

目サカシ
小大

大相嘗從八位上 少相嘗從八位下

目も前々の通う事考へるを事てのせき
又案を考へ判形をとり爲り失ひを考へ出し作
付られの公文を後中事を役とす之亦の國乃

目も同一事と

上國

- 山城 攝津 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐
 - 相模 美濃 任濃 加賀 丹波 但馬 因幡
 - 伯耆 越中 越後 出雲 美作 安藝 備前
 - 備中 備後 周防 肥前 淡路 阿波 伊豫
 - 出羽 越前 豊前 豊後 下野 出羽 紀伊
- 以上二十五ヶ國と

守

有権守 相嘗從五位下

介

有權介 相當從六位上
有權掾 曰 從七位上
曰 從八位下

目

中國

安房 若狹 能登 佐渡 丹後 石見 長門
出佐 日向 大隅 薩摩

以上十一ヶ國

守

相當正六位下

崇上國の守は同

介

曰

貞觀七年三月十九日能登丹後長門出佐日向
此五ヶ國の守を置外の中國の守は同

掾

相當正八位上

曰

目

曰 大初位下

曰

下國

和泉 伊賀 伊豆 志摩 飛騨 隱岐
淡路 美濃 對馬

以上九ヶ國

守

相當從六位下

崇上國の守は同

椽

右曰

大同四年二月十日陸奥國椽を置外の下

田よりみ椽なり

目

相當少初位上

右曰

陸奥出羽按察使府

元正天皇壽永三年秋七月置之

按察使

陸奥守出羽守に亦此按察使を置てあ國の
事を監察しむる府に按察使の居所をいふ

なり陸奥出羽をさす大國をいふ國の守の印

子ぬりきり守りしむる此按察使は大平

とみさす官に

鎮守府

陸奥陸奥郡を府に結守將軍の居所城に

取武天皇天平元年九月辛丑陸奥國の鎮守府

從四位下大野於東人を作付らる是結守將軍の

始なりを於に碑あり是臺の石碑と云源頼朝

公とありをみらむる乃いそで臺のふらえをいふ

かきつりてよ壺のいしを
是れはへの道法也
あけくも碑の銘をい大野東人建之今おの壺
れる碑必分取まら

秋田城

是れ陸奥出羽の百なるあよあひつと云

介

是れ出羽ぬく人此ぬをさるる秋田城ぬとり
そり

太宰府

是れ筑前國の内三笠郡よ太宰府を置る
推古天皇の時分より始まる
西園中すい吳國の押くよ使らるる府より
別城の事

帥

相當從三位

帥と長官と此役目と西園中吳國との押く
前より往て國の守職と同一なり是れ親王と
多く伊きくるまふ友と

權帥

大中納言ナクノミ人任トシ又マタ大官オホノミ人任トシ左近ササキの司ツカサツ太宰権帥タイサイケンシュの丞シヨウ例レイ

大貳ダイニ

相當從四位下 是次官之

少貳セウニ

同 從五位下 是七助之

監ケン

是判友之

典テン

是羊老之

以上諸國の司ツカサツ終ハシりぬ是をガク外官ガイカンと云之

諸衛シヨウといふ事昔カウより秘ヒあり平城ヘイジョウ天皇テンノウより承和ケイワ

左右近衛府サウヨウキンヱフ左右衛門府サウヨウヱモンフ左右兵衛府サウヨウヘイヱフ是を諸衛シヨウ

と云或ナラバハ六衛府ロクヱフ或ナラバハ右府ミドリノフと云今イマより至マデて此通ココトウ之

一左右近衛府サウヨウキンヱフ

武家ブケとして書院シヨウイン番頭バンダウの如ゴトシ

近衛府キンヱフと云ハ天子テンシを近チカく衛マモる事コト也ナリ又マタハ内ウチ閣門カクモン内ウチ

清殿シヨウデンの左ヒダリ右ミドリは備ツクリへまゝ守モリ護ゴしきる友トモ之ノ武官ブカンの

内ウチの吏シアリ

大將ダイショウ 右ミドリ 相當從三位

是左近衛大將ササキノオホショウ右近衛大將ミドリノオホショウ之ノ此官ココノカン之ノ攝セツ家ケ清華シヨウカ

武家としての源氏頼朝が氏義満將軍家より補せ
られたるが如き如き友之経の如き友之経の内
清光將軍家より右色衛大將より左色衛大將
よりなる如き是を略して左大將右大將といふ
之左大將を左大將と云右大將を右大將と云て
人の習へ大將と計りしより少くおひ之別大將と色衛の
長官なり

中将 左 相當從四位下
右

是左色衛衛中將と大將より次く重少事と云次友之

少將 相當正五位下

是左色衛衛少將と板中將少將より次友之かゝる回事の
職に少將をとも能家の人をもつては任さぬ友之

將監 相當從六位上

是左色衛衛將監之例の通は是を二字略して
左色衛將監と云ふ

將曹

是左色衛衛將曹と云ふ典義考へ

府生

是左右色番府生ふしやうと云ふは檢形連仗けんけいれんじやうの府生の如し

外衛ゲと云ふは直ちやうと云ふは警けいりあるは嵯峨さあが天皇より來り

左右衛門府左右兵衛府をげ和衛わゑと云或あるは四府よふと云ふ今もいまも存ぞんし此こゝ也なり

一左右衛門府

武家ぶけと百人ひやくにん組ぐみは先手さきでの數かず

衛門府より禁門きんもんを守まもり所ところと東あづまより建春門けんしゆんもん

左衛門北陣ひきたんと西にしより宜秋門ぎしゆもん右衛門の陣ぢんと右みぎを

宮門みやかどと云ふは門かどの關せき關せきは下役人しもやくにんを云ふ

督かみ 一人 相當從四位下

是左衛門督かみ一人右衛門督かみ一人之左衛門督かみハ中細なかつほを

と人ひと並ならぶ女めと右衛門督かみハ宰相さいしやうと人ひと並ならぶ女めと云ふ

左衛門督かみ右衛門督かみより檢形連仗けんけいれんじやうの別當べつたうと云ふと云ふ

左衛門さゑもんと右衛門みぎもんと云ふは右衛門みぎもんハ急いそめんとと唱なめんとと云ふ

佐すけ 一人 相當從五位上

是ハ左右衛門佐すけ一人ハ次官つぎの事こと前まへより同おなし

權佐一人

是ハ左右衛門權佐けんすけ之これ權佐けんすけハ檢形連仗けんけいれんじやうの佐すけより

なりなり

尉ササ大 大相嘗從六位下 少日正七位上

是左右衛門大少尉ササ此尉より檢非違仗の尉ササに感之

尉の役目と前より

志ササ大 大相嘗正八位下 少日從八位上

是左衛門大少志ササ等考之

府生

是左衛門の府生ササ此府生より檢非違仗府生

なりなり

左右兵衛府ササ

武家ササ切手番ササ改之

兵衛府と云内ササの小門ササ関門ササと云を守ササるを役と云

此よりササ兵衛府をササ下知ササ関門ササをササ守ササる番ササをササせ

出入ササの札ササをササ改ササめササる役ササなり

督ササ一人 相嘗右より

是左右兵衛督一人ササ之中納言宰相或は位ササなり

此二位之位ササより人ササ伊ササ等ササ此左右兵衛督も檢非違仗

の別當ササなり是も左兵衛と云はるは

左兵衛と云はるは

佐一人

權佐一人

尉小大

志小大

府生

一左右馬寮

是禁中^{ちゆうちゆう}に^に清^{きよ}院^{いん}の事^{こと}を^をな^なり^りき^きる^るは^は昔^{むかし}に^に法^{ほつ}國^{こく}より^{より}
馬^{うま}を^を獻^{けん}上^{じやう}致^ぢし^して^てそ^そを^を駒^{こま}寮^{りやう}と^とも^も言^いふ^ふなり

是左右之權佐一人之旨也

是右之權佐一人之旨也

左之尉大尉之旨也

右之志大志之旨也

左之府生之旨也

色^{いろ}坂^{さか}乃^の舞^{まひ}の^の法^{ほつ}あり^{あり}新^{あらた}に^にく^く

い^いち^ちや^やも^もく^くら^らむ^む生^{なま}解^とけ^けの^の駒^{こま}

是駒^{こま}近^{ちか}の^の糸^{いと}之^の法^{ほつ}あり^{あり}出^い馬^ばの^の牧^{まき}あり^{あり}此^{こゝ}牧^{まき}より

くる^{くる}を^を取^とり^りて^てい^いち^ちや^やも^もく^くら^らむ^む生^{なま}解^とけ^けの^の駒^{こま}寮^{りやう}と^とも^も言^いふ^ふなり

を^をも^もな^なり^りす^す也

頭一人 相當從五位下

是左右馬寮一人之旨也
是も守^{まも}り^りき^きな^なり^り

權頭一人 是左右之權佐也

助一人
相当正六位下
是左右の助
是左右の元
是左右の属

一兵庫寮

武家之總事の權事の敷下
是ら武具の類一切入る庫を預る女中其
年々其職

頭一人 相当右少将

右の庫の事を支配する所なり

助 小大
元 小大
属 小大

前日

日 日

一外武官

武家之大坂番後河番甲お番扱の如
右の江守近衛府南つ府兵衛府も在京乃武家
より五歳内を寄役をその内武の官と云將軍に
下を寄玉を國東國の御款を征討する為
備く置るをたれ外武官と云

一鎮守府 前より委く江守將軍居城を府とす
 將軍一人 相當五位上 武家と大番頭のみ
 是鎮守府を以て武略に兼り人を撰ては友
 より作付らるるに事なき職之 聖武天皇天平元年
 九月大聖東人これ鎮守府軍の始と將軍と長
 官ありお陸奥の西と陸奥の東と國守計り
 又之を古く治り置えり朝欽起るに鎮守府也
 陸奥の郡は陸奥を攝り置るに鎮守府を以て
 置後きし之源頼義義家も皆鎮守府を以て

陸奥の西より勅番ありし

副將軍二人 相當

武家と番方認められたり

是鎮守府副將軍之次友と司るに將軍より

軍監

相當正七位下

是鎮守府軍監之次友の判官と前より

軍曹

日 從八位上

是は友れら置るに事なき

備仗二人

前の府生と同し友之是を以て新代に武士

を撰りてなすこと

一 征夷使

征夷使といふは、遠く西國より帝王の款を乞ふ者を朝敵
と云ふ朝敵を逐はせしむる使を征夷使といふなり
征夷の二字は、夷を征はしむる使の意に上より
下を征はしむる使に上の使なり

大將軍一人

征夷將軍の表は、十二代業行天皇元弘時より

皇太子武尊より始まるなり、其次延暦十六年、土
坂上田村麻呂を以て征夷大將軍とすなり、
始まる。征東將軍と云ふあり、此始と大伴者稱家持
たり、此征夷將軍と稱す將軍と事いふ、古くは將軍
使といふも、何れを叛亂を起しし者告來す時、
臨時武畧の意を撰りて征夷將軍或は征東
將軍を任し終り、常に征夷將軍を置たりと
云ふは、強食源頼朝より始りしなり

八省
中務 刑部
式部 大藏
治部 宮內
民部 兵部

彈正臺
勘解由使
鑄錢司
齋宮寮
齋院司
修理宮城使
防阜河使
施藥院使
檢非違使
藏人所

東宮官
春宮坊
主膳監
主殿署
主馬署
諸寮

大舍人
內藏
縫殿
內匠
雅樂
玄蕃
諸陵
主計
主稅
水馬
左右
兵庫
齋宮

藏人
非藏人
帶刀

隼司
囚獄
織部
內膳
造酒
采女
主水
東市
主膳
齋院
諸職
大膳
左右
修職
四宮

右大寮也

陰陽
典藥
掃部
大炊
主殿
右小寮也

衛府

左右衛門
左右兵衛
左右近衛

內監所別當
內膳別當
大歌所別當
大學所別當

源氏長者

淳和院別當
昇學院別當

內教坊別當
樂所別當
藏所別當

藤氏長者
橘氏長者

一位階イカイ

位の正ただと云い位ゐれ本もと体てい之の從したがふと云い本もと體ていはま心こころなり正ただの字じをち從したがふてま濁なりてまむむや古ふる寧な之の秘ひ傳でんの事ことと云

正ただ一位 從したが一位 正ただ二位 從したが二位 正ただ三位 從したが三位
以上六階 此三位以上を公卿くわんきやうと云也

正ただ四位上 正ただ四位下 從したが四位上 從したが四位下 正ただ五位上 正ただ五位下
從したが五位上 從したが五位下

以上八階 從したが五位下より成なりるを叙爵じよくと云也
正ただ六位上 正ただ六位下 從したが六位上 從したが六位下 正ただ七位上 正ただ七位下

從したが七位上 從したが七位下 正ただ八位上 正ただ八位下 從したが八位上 從したが八位下
大おほ初はつ位上 大おほ初はつ位下 少せう初はつ位上 少せう初はつ位下

以上十六階

是こゝ位階いがい合あて三十階也 但たゞ七位しちゐより年叙ねんじよと云いふを官くわんと任にんすと云い位ゐと叙じよと云いふこと

目賀田守蔭著

明治二己巳晚冬新鐫

東京書林

横山町三町目

和泉屋金右衛門

ウタガハ

五



七

